

○香美市災害時協力井戸整備費補助金交付要綱

平成26年5月27日

告示第79号

改正 平成30年4月6日告示第73号

改正 令和2年3月27日告示第61号

(目的)

第1条 この告示は、災害等により水道が断水状態となった場合に備えるため、市内に存する井戸を整備する自主防災組織等に対し、香美市災害時協力井戸整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市民の災害時の生活用水を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害時協力井戸 次の要件をすべて満たす井戸をいう。
  - ア 市内にあり、災害時に地域の住民が使用できる場所にあること。
  - イ 災害時において、地域の住民が井戸水を利用することに井戸の所有者が同意していること。
  - ウ 平常時において、井戸に関する情報を自主防災組織等が作成している防災マップへ掲載するなど、地域の自主防災活動に協力することに井戸の所有者が同意していること。
- (2) 井戸ポンプ 水を吸い上げるため井戸に設置する装置をいい、動力の有無を問わない。
- (3) 自主防災組織等 香美市自主防災組織活動支援事業補助金交付要綱（平成18年香美市告示第173号）第2条に規定する自主防災組織結成届を市長に提出した団体又は2以上の自治会等で組織する団体をいう。

(補助対象団体)

第3条 この補助金の交付の対象となる団体は、災害時協力井戸を存する地域の自主防災組織等とする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害時協力井戸への井戸ポンプ設置事業
- (2) 災害時協力井戸本体又は井戸ポンプ修繕事業

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、30万円を限度とし、補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、香美市災害時協力井

戸整備費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付するときにおける補助金の額を決定し、香美市災害時協力井戸整備費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請団体に通知するものとする。交付が認められない場合については、香美市災害時協力井戸整備費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（補助の変更）

第8条 前条の規定により交付決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、当該決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、香美市災害時協力井戸整備費補助金変更等承認申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、その旨を書面により補助団体に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助団体は、補助事業が完了したときは、その日から起算して1月を経過する日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、香美市災害時協力井戸整備費補助金完了報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第10条 市長は、前条の報告があったときは、内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、香美市災害時協力井戸整備費補助金確定通知書（様式第6号）により補助団体へ通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第11条 前条の通知を受けた補助団体は、香美市災害時協力井戸整備費補助金交付請求書（様式第7号）により補助金を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求に基づき補助金を支払う。

（補助金の交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助団体が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消しすることができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業の目的以外にしようとしたとき。

- (3) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (4) 提出した書類に虚偽の記載をしたとき。
- (5) 補助団体から事業の取り止めの申出があったとき。
- (6) 補助団体が別表に掲げるいずれかに該当すると認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この告示に基づく命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、香美市災害時協力井戸整備費補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により補助団体に通知する。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部を、期限を定めて返還させることができる。

（報告及び検査）

第14条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために、必要があると認めるときは、補助団体に対し事業の実施について報告を求め、若しくは必要な指示を行い、又は、補助金の交付後において補助金の運用状況を検査することができる。

（維持管理）

第15条 補助団体は、補助事業により整備又は修繕した設備若しくは機器を災害発生時に補助金の趣旨に沿って効果的に活用できるよう、常時良好な状態で維持管理し、揚水機能の保全に努めなければならない。

（訓練の実施）

第16条 補助団体は、毎年1回以上、災害時協力井戸を使用した防災訓練又はこれに類する訓練を実施し、香美市災害時協力井戸訓練実施報告書（様式第9号）に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（補則）

第17条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年5月27日から施行する。

附 則（平成30年4月6日告示第73号）

この告示は、平成30年4月6日から施行する。

附 則（令和2年3月27日告示第61号）

この告示は、令和2年3月27日から施行する。

別表（第12条関係）

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。